

1 平成31 年度保育料について

にかほ市の保育料

市では保護者の負担を軽減するため、国基準額より低い保育料としています。

※詳細は右ページをご覧ください。

多子世帯においては、経済的負担を軽減するために、保育料の負担軽減を行っています。また、多子軽減を適用させたのち、基準に該当すれば保育料を更に助成します。（すこやか子育て支援事業）



■障がい者(児)の方がいらっしゃる世帯について

保育料基準額表において保育料階層が1号認定では「第2～第3階層」、2号・3号認定では「第2～第4階層の2-1」の方のうち、入所されているお子さまご本人、保護者またはご兄弟に、障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方、または特別児童扶養手当、障害基礎年金を受給されている方がいらっしゃいましたら、保育料が減免になる可能性がありますので、子育て支援班にお問い合わせください。

「すこやか子育て支援事業」

◆第2子以降の出生に伴う保育料助成について

平成30年4月2日以降に第2子が生まれた世帯の第2子以降の保育料を全額助成の対象とします。

1号認定については、料金表の第2階層から第4階層まで、2号・3号認定については、料金表の第2階層から第5階層の2までが対象となります。



◆第3子以降の出生に伴う保育料助成について

「すこやか子育て支援事業」に該当する階層の世帯のうち、平成28年4月2日以降に生まれた第3子以降の子どもがいる場合、第2子以降の子どもの保育料を全額助成の対象としています。

また、平成30年4月2日以降に第3子が生まれた世帯で、1号認定は第5階層のうち市民税所得割額が348,900円以下、2号・3号認定は第6階層に該当する世帯の第2子以降の保育料を半額助成の対象とします。

▲対象外 新たな出生を伴わずに戸籍の子どもの数が増えた場合は、全額助成の対象とはなりません。※出生後の戸籍の変更や、離婚、再婚、同一戸籍でない子どもなどの場合、助成の対象になるかどうかはご家庭の状況によりますので、担当課までお問い合わせください。

※助成の対象となった場合でも、保育料の見直し後基準に該当しなくなった場合、保育料が賦課されますのでご承知おきください。

問 子育て長寿支援課 子育て支援班 ☎ 32 - 3040

移住者向けすこやか保育料助成制度

平成30年から新たに定住目的でにかほ市外から移住した世帯について保育料を全額助成しています。

▶対象世帯 平成30年4月1日以降

にかほ市に転入し、かつ転入日以前過去3年間ににかほ市に住所を有していなかった父または母のいる世帯が対象で、転入の理由は問いません。

▶対象児童 転入した父または母と一緒に市外から転入した0歳から小学校就学前までの児童。父または母の転入日から1年以内に出生した児童。



幼児教育・保育の無償化について

現在国において、今年10月からの幼児教育・保育の無償化に向け、制度内容の検討が行われています。10月以降は、保育所、認定こども園を利用している3歳から5歳の全ての子どもおよび0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化の対象となります。制度の詳細については国で検討中であるため、詳細が決まり次第お知らせしていきます。



学童保育クラブ

保護者が日中家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るものです。利用を希望する方は、直接各学童保育クラブにお申し込みください。

▼申込先

☆仁賀保地域

- ・仁賀保学童保育クラブ ☎ 36 - 2479
- ・院内学童保育クラブ ☎ 36 - 3556
- ・小出学童保育クラブ ☎ 36 - 2251

☆金浦地域

- ・学童保育クラブたんぼぼサークル ☎ 38 - 3381

☆象潟地域

- ・学童保育のびやかサークル ☎ 43 - 5310
- ・学童保育星城クラブ ☎ 44 - 2314
- ・上浜学童保育クラブ ☎ 46 - 2588



■一人親世帯・障がい者の方がいる世帯（特○階層）

【1号認定】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		保育料		多子世帯の保育料軽減	すこやか助成
階層区分	市民税の税額区分				
特第2階層	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	国基準額	0	年齢に関わらず、保護者と生計が同一 の子どもを対象にカウント 第2子以降無料	第3階層まで全額助成 第4階層以降半額助成
		市保育料	0		
特第3階層	所得割 77,100 円以下	国基準額	3,000		
		市保育料	3,000		
※この階層以外の階層については、下記1号認定の表による					

【2号・3号認定】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		保育料							多子世帯の 保育料軽減	すこやか助成
階層区分	市民税の税額区分	標準時間			短時間					
		3歳児未満	3歳児	4歳児以上	3歳児未満	3歳児	4歳児以上			
特第2階層	市民税非課税世帯	国基準額	0	0	0	0	0	0	年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもを対象にカウント 第2子以降無料	
		市保育料	0	0	0	0	0	0		
特第3階層の1	市民税課税世帯（均等割のみ）	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000		
		市保育料	4,100	3,050	3,050	3,900	3,000	2,550		
特第3階層の2	所得割 48,600 円未満	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000		
		市保育料	5,800	4,850	4,850	5,650	4,700	4,700		
特第4階層の1	48,600 円以上 73,000 円未満	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000		
		市保育料	8,000	6,000	6,000	7,850	6,000	6,000		
特第4階層の2-1	73,000 円以上 77,101 円未満	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000		
		市保育料	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000		
※この階層以外の階層については、下記2・3号認定の表による										

※特○とは…1号認定の「第2～3階層」、2・3号認定の「第2～4階層」の方のうち、ひとり親世帯・障がい者の方がいる世帯の方です。

■上記以外の世帯

【1号認定】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		保育料		多子世帯の保育料軽減	すこやか助成
階層区分	市民税の税額区分				
第1階層	生活保護世帯	国基準額	0	年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもを対象にカウント	半額助成
		市保育料	0		
第2階層	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	国基準額	3,000	第2階層まで第2子以降無料	
		市保育料	1,800		
第3階層	所得割 77,100 円以下	国基準額	10,100	第3階層第2子半額、第3子以降無料	
		市保育料	9,000		
第4階層	211,200 円以下	国基準額	20,500	3歳から小学校第3学年までの範囲で同一世帯の保護者が監護する子どもを対象にカウント 第2子半額 第3子以降無料	対象外
		市保育料	11,000		
第5階層	211,201 円以上	国基準額	25,700		
		市保育料	15,000		

【2号・3号認定】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		保育料						多子世帯の保育料軽減	すこやか助成
階層区分	市民税の税額区分		標準時間			短時間			
			3歳児未満	3歳児	4歳児以上	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護世帯	国基準額	0	0	0	0	0	0	年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもを対象にカウント 第2階層まで第2子以降無料
		市保育料	0	0	0	0	0	0	
第2階層	市民税非課税世帯	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000	第3階層、第4階層(所得割額 57,700 円未満)第2子半額、第3子以降無料
		市保育料	5,400	3,600	3,600	5,400	3,600	3,600	
第3階層の1	市民税課税世帯(均等割のみ)	国基準額	19,500	16,500	16,500	19,300	16,300	16,300	所得割が 57,700 円以上 0 歳から小学校就学前までの範囲で保育園・こども園を利用している子どもを対象にカウント 第2子半額 第3子以降無料
		市保育料	9,200	7,100	7,100	8,800	7,000	6,100	
第3階層の2	所得割 48,600 円未満	国基準額	12,600	10,700	10,700	12,300	10,400	10,400	
		市保育料	19,500	17,500	17,500	19,100	17,100	17,100	
第4階層の1	48,600 円以上 73,000 円未満	国基準額	30,000	27,000	27,000	29,600	26,600	26,600	
		市保育料	16,000	14,100	14,100	15,700	13,700	13,700	
第4階層の2-1	73,000 円以上 77,101 円未満	国基準額	19,500	17,500	17,500	19,100	17,100	17,100	
		市保育料	19,500	17,500	17,500	19,100	17,100	17,100	
第4階層の2-2	77,101 円以上 97,000 円未満	国基準額	44,500	41,500	41,500	43,900	40,900	40,900	
		市保育料	24,200	22,200	21,200	23,700	21,700	20,700	
第5階層の1	97,000 円以上 133,000 円未満	国基準額	61,000	58,000	58,000	60,100	57,100	57,100	
		市保育料	28,900	26,900	25,000	28,300	26,400	24,400	
第5階層の2	133,000 円以上 169,000 円未満	国基準額	32,000	30,000	27,000	31,400	29,400	26,500	
		市保育料	32,000	30,000	27,000	31,400	29,400	26,500	
第6階層	169,000 円以上 301,000 円未満	国基準額	80,000	77,000	77,000	78,800	75,800	75,800	
		市保育料	35,500	31,500	28,000	34,800	30,900	27,500	
第7階層	301,000 円以上 397,000 円未満	国基準額	104,000	101,000	101,000	102,400	99,400	99,400	
		市保育料	38,500	34,500	28,000	37,800	33,900	27,500	
第8階層	397,000 円以上	国基準額	104,000	101,000	101,000	102,400	99,400	99,400	
		市保育料	38,500	34,500	28,000	37,800	33,900	27,500	

